



福岡医発第 3278 号 (地)

令和 6 年 3 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱い及び通所介護等における利用者が減少した場合の評価について

新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬上の取扱いについては、本会から随時ご連絡
しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症については通常の医療提供体制に移行し、各種公費支
援等の対応は終了することとされました。これに伴い、令和 6 年 4 月以降の新型コロナウ
イルス感染症に係る介護報酬上の取扱いが厚生労働省老健局各課より示された旨、日本医
師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに
ついては、令和 6 年 3 月 31 日をもって原則として廃止されることとなりました。廃止の対
象となる事務連絡については、添付資料 1 の別紙のとおりとなります。

ただし、一部の臨時的な取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業所の
運営への影響が大きいことを踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に
おいて、添付資料 1 の別添の取扱いが継続されます。

また、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知
症対応型通所介護における、新型コロナ感染症による臨時的な利用者数の減少による利用
者一人あたりの経費の増加に対応するための加算（以下「3%加算」という。）や事業所
規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）については、添
付資料 2 のとおり、令和 6 年 4 月届出提出分（3 月減少分）をもって終了することとなり
ました。

なお、今後新たに 3%加算・規模区分の特例の対象となる感染症等が発生した場合は、
対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせされます。また、石川県、新潟
県、富山県内の災害救助法適用地域に発出されている令和 6 年能登半島地震を理由とする
利用者の減少が一定以上生じている場合の評価についての取扱いは継続されることを申し
添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会
会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 2247 号（介護）

令和 6 年 3 月 26 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い及び
通所介護等における利用者が減少した場合の評価について

新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬上の取扱いについては、本会から随時ご連絡しているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療体制及び公費支援等について」（令和 6 年 3 月 8 日付日医発第 2160 号にて周知済）でご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症については通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援等の対応は終了することとされました。これに伴い、令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬上の取扱いが厚生労働省老健局各課より示されましたのでご連絡申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、令和 6 年 3 月 31 日をもって原則として廃止されることとなりました。廃止の対象となる事務連絡については、添付資料 1 の別紙のとおりとなります。

ただし、一部の臨時的な取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、添付資料 1 の別添の取扱いが継続されます。

また、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護における、新型コロナウイルス感染症による臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算（以下「3%加算」という。）や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）については、添付資料 2 のとおり、令和 6 年 4 月届出提出分（3 月減少分）をもって終了することとなりました。

なお、今後新たに 3%加算・規模区分の特例の対象となる感染症等が発生した場合は、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせされます。また、石川県、新潟県、富山県内の災害救助法適用地域に発出されている令和 6 年能登半島地震を理由とする

利用者の減少が一定以上生じている場合の評価についての取扱いは継続されることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(令 6.3.19 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)
2. 新型コロナウイルス感染症を理由とする臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算及び事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例について
(令 6.3.21 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡)

事 務 連 絡

令和 6 年 3 月 19 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局 老 人 保 健 課

令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員
基準等の臨時的な取扱いについて

令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 5 月 1 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）によりお示ししているところです。

新型コロナウイルス感染症については通常の医療提供体制に移行し、各種公費支援等の対応は終了することを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する別紙に記載の事務連絡については、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止します。

ただし、一部の臨時的な取扱いについては、廃止することにより介護サービス事業所の運営への影響が大きいことを踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、別添のとおりとしたので、これらの取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、介護サービス事業所等に対し周知徹底をお願いします。

(別添)

問1 介護老人保健施設の入所者や職員において新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、感染拡大防止の観点から入所又は退所の一時停止を行った場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いが可能か（令和7年3月31日まで）。

(答)

可能である。ただし、入退所を一時停止する期間及びその理由を事前に許可権者に伝えけるとともに、記録しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染のない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

問2 ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年どおり実地研修の実施ができない期間が生じたことにより、実地研修が未修了である者がいる場合、人員基準上の取扱い如何。

(答)

ユニットリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおり実地研修が実施できない期間が生じたことから、特例措置として、令和元年度～令和5年度に実施された当該研修のうち、講義・演習を受講済みであって、実地研修が未修了の者については、実地研修が可能となった際は速やかに受講することを条件に、令和6年度に限り、人員基準上、ユニットリーダー研修修了者として取り扱って差し支えないものとする。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

(令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

※この事務連絡が第1報扱い

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第2報)

(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第3報)

(令和2年2月28日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第4報)

(令和2年3月6日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第5報)

(令和2年3月26日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第6報)

(令和2年4月7日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第7報)

(令和2年4月9日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第8報)

(令和2年4月10日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 9 報）

（令和 2 年 4 月 15 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 10 報）

（令和 2 年 4 月 24 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）

（令和 2 年 5 月 25 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）

（令和 2 年 6 月 1 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 13 報）

（令和 2 年 6 月 15 日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 14 報）

（令和 2 年 8 月 13 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 15 報）

（令和 2 年 8 月 27 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 16 報）

（令和 2 年 10 月 21 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 17 報）

（令和 2 年 12 月 25 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 18 報）

（令和 3 年 2 月 16 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 19 報）

（令和 3 年 3 月 22 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 20 報）

（令和 3 年 4 月 5 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 21 報）

（令和 3 年 5 月 6 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 22 報）

（令和 3 年 5 月 20 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 23 報）

（令和 3 年 6 月 8 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 24 報）

（令和 3 年 7 月 2 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 25 報）

（令和 3 年 7 月 19 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 26 報）

（令和 3 年 8 月 11 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 27 報）

（令和 4 年 2 月 9 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

（令和 5 年 5 月 1 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

（令和 5 年 5 月 1 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

○ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

（令和 5 年 9 月 15 日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

事 務 連 絡
令和6年3月21日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

新型コロナウイルス感染症を理由とする臨時的な利用者数の減少による
利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算及び事業所規模別の
報酬区分の決定に係る特例について

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護における、新型コロナウイルス感染症による臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算（以下「3%加算」という。）や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）については、「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号）にてお示ししているところである。

今般、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療体制及び公費支援等について」（令和6年3月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか事務連絡）でお示したとおり、本年3月末をもって、各種公費支援等を終了し、本年4月以降は、通常の医療提供体制へ移行することとしている。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症を理由とした利用者数の減少による3%加算、規模区分の特例の取扱いについて、令和6年4月届出提出分（3月減少分）をもって終了することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、介護サービス事業所等に対し周知徹底を図られたい。

なお、今後新たに3%加算・規模区分の特例の対象となる感染症等が発生した場合は、対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせする。

ただし、石川県、新潟県、富山県内の災害救助法適用地域に発出されている「令和6年能登半島地震を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の評価について」（令和6年2月9日及び3月4日付け 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか事務連絡）の取扱いは継続する。